

2月1日の人口と世帯

人口 14,594人
男 7,079
女 7,515
世帯数 2,678戸

発行所 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡甲852
電話(小幡)4番・44番・49番
編集 総務課 広報係
印刷所 坂本印刷株式会社

議員と町長の選挙

大選挙区で二十四日に

町議会議員と町長の任期が、3月8日でおわりです。そこで、町の選挙管理委員会では、2月24日(日曜日)に、町議会議員と町長の選挙をいっしょに行なうことを決め、いま準備をすすめています。

議員や町長は、私たちにいばん身かな町の政治にたずさわり、住みよい町づくりのために働いてくれる人たちです。わずかな義理や人情にまどわされることなく、候補者が町のために、私たち住民のしあわせのためにいっしょけんめい働いてくれる人かどうかをよく研究して、信頼できる人を選びましょう。

町議会議員は26人

町内全体から選ぶ

この選挙でえらぶ町議会議員は26人です。合併してはじめての選挙では、選挙区を三つに分けて行ないました。がこんどの選挙では大選挙区制をとって、町内全体から二人の議員をえらぶことになりました。

この大選挙区制のよいところは、選挙人は町内全体の広い範囲から、自由に信頼できる人を選べることができ、部落意識がなくなるなど、あげられます。

選んだ責任

四カ年間つづく

町議会議員や、町長の任期は、四カ年です。私たちが、候補者をよく研究して、よい町長、よい議員を選ばなければ四カ年間得をするし、義理や人情にまどわされ、買収につられて、信頼もできない人を議員や町長にえらんだりすると、四カ年の任期中、首をしめつづける結果になりかねません。このように選挙は、泣いて暮らすも、笑って暮らすも、えらぶ人の責任は重大です。

かさ(候補者)はよくしらべないと……

森吉正照



2月24日の投票日に、きめられた投票所へ行って投票できない人のために、不在者投票の方法があります。17日の告示の日から23日までに投票の日の日から23日までに投票する人ですが、これを行なおうとする人には、次のような事由がなければなりません。

- 24日の投票日に、甘楽町以外の場所で行くことをする
- たまたま町で出かけた人や、バスに乗りあわせたりした知人に投票を頼むことはできません。
- 電話で投票をたのんだりするのでもできません。
- 街頭演説は、よる9時から翌朝6時までには行なえません。

不在者投票で旅行もお産も安心

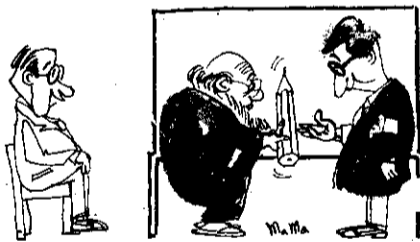
その者の属している投票所の区域外のところを勤務する場合、やむを得ない仕事や事故のために、他の市町村に旅行中または滞在中である場合、病気が、妊娠、不具者、お産などで、投票日に投票所へいけない者、不在者投票をしようとする人は、それぞれの事由にに応じて、次のような人が発行した証明書をつけて、町の選挙管理委員会の委員長

代理投票

文字の書けない人は代つて書いてもらえます。

森吉正照

投票所へきて、係の人に申し出れば代筆いたします。



与えられた一票がどんなに大切なものか、私たちはよく考えて投票しなければなりません。

二人が死亡

議員、任期中に

① 勤め先の職場の長 ② 医師、助産婦 ③ 旅行中または滞在中の市町村長 ④ このような証明書を発行する人がない場合は、町の選挙管理委員会の委員長に、そのむねを明らかにしなければなりません。不在者投票のできる場所

- 甘楽町役場
- 他の市町村に出張、旅行、滞在中の人は、その地の市町村選挙管理委員会です。
- 入院中の場合は、県の選挙管理委員会指定した病院。近くの病院では富岡厚生病院だけです。

満期は3月8日
現在の町議会議員や町長は3月8日任期が切れます。したがって、この行われる選挙は、任期が切れる日の前30日以内に行なうという一般選挙になります。現職の議員や町長は、立候補してもいけません。また、当選してもしなくても3月8日まで任期があることになりません。



故 藤原良一氏



故 河原亮雄氏

議員や町長

満期は3月8日

現在、町議会議員や町長は3月8日任期が切れます。したがって、この行われる選挙は、任期が切れる日の前30日以内に行なうという一般選挙になります。現職の議員や町長は、立候補してもいけません。また、当選してもしなくても3月8日まで任期があることになりません。

タカリの被害防止

二月から三月の春先にかけて、傷害、恐嚇などの粗悪犯罪が起りや、すい。これらの犯罪は、

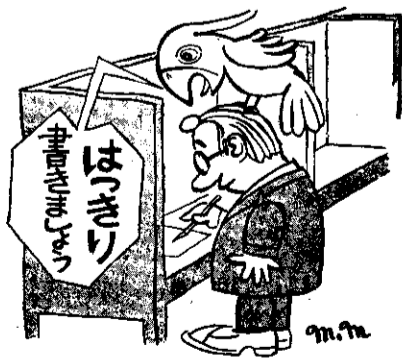


旅行カバン「エンピツがさきよ」

町長は赤の投票用紙に 議員は黒の投票用紙に

町長候補者の氏名は赤の投票用紙に、議員候補者の氏名は黒の投票用紙に候補者1人の氏名をはつきりかきましよう。

森吉正照



国税の申告

贈与税の申告は2月28日まで、37年中に贈与を受けた財産の価格が二十万円を超える人は課税されます。

所得税の申告は3月15日まで。

申告は、わずすいたしましよ。

正しい選挙運動で あかるい選挙を

選挙運動の費用

- 町議会議員候補者一人につき二万三千三百円
- 町長候補者一人につき二万九百円をこえることはできません。
- 文書による選挙運動
- 選挙運動として配ることのできる文書は、候補者一人について限られた枚数の通常はがき(議員の候補者

一人について五百枚、町長候補者一人について一千五百枚、いずれも選挙用である一定の表示が必要)があるだけで、他はいつさい禁止されています。

④ ポスターも、その枚数と大きさに制限があります。

ているものには掲示することができません。電柱は許可の外でははけません。このほか例外はありません。

④ ポスターを他人の家やへいなどに掲示する場合は、住んでいる人、または、所有者などに承諾してもらわなければなりません。

くさいとか、また、投票しないで下さいなどとのむねに、一戸一戸訪問することは禁止されています。

② たまたま町で出かけた人や、バスに乗りあわせたりした知人に投票を頼むことはできません。

① どなたも、選挙運動に際して、どうい名義であっても飲食物を与えてはいけません。ただし、湯茶および茶うけ程度のお茶菓子は、例外です。運動員などに出す弁当には、別に制限があります。

② 以上のほか、選挙運動の制限はいろいろありますから、なにか一つの選挙運動をする場合は、違反にならないかをよくたしかめたい、行なうようにして下さい。

不在者投票

- 候補者一人について、選挙運動のために使用できる自動車は、乗車定員十人以上の乗用自動車または、小型貨物自動車のいずれか一台。
- 選挙運動のために自動車

不正な選挙運動

- 候補者一人について、選挙運動のために使用できる自動車は、乗車定員十人以上の乗用自動車または、小型貨物自動車のいずれか一台。
- 選挙運動のために自動車